

事務連絡
令和元年10月15日

各
都道府県
指定都市
中核市

生活困窮者自立支援制度担当課(室)
ホームレス自立支援担当課(室) 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

被災した生活困窮者に対する支援等に関する協力依頼について

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。今般、令和元年台風19号により被災した生活困窮者に対してご協力を賜り感謝申し上げます。

生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援機関においては、これまでも災害時等においてホームレスの方々への支援をはじめとした生活困窮者支援に適切に対応いただいていると承知していますが、特にホームレスの方々については、適時の情報を入手することが困難な状況であることが多いことに鑑み、各地域における巡回相談、緊急一時的な宿泊場所の確保のための一時生活支援事業の実施等により、適切に対応頂きますよう、引き続きよろしく願いいたします。

また、被災下においては、健康状態の悪化等が懸念されることから、巡回相談等における健康相談や医療機関への受診勧奨などについても、必要に応じ対応いただきますようお願いいたします。

今後同様の災害等が発生した場合において、地域の実情を踏まえつつ、ホームレスの方々を含め、支援を必要とする方が、自立相談支援機関において、生活保護実施機関や災害対策担当部局等の関係機関と連携を図りつつ、必要な支援につながるよう、あらためて周知しますので、よろしくお願いいたします。

なお、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）、関係機関及び関係団体等へ周知いただきますようお願いいたします。

○問い合わせ先

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

生活困窮者自立支援室

電話 03-5253-1111(2879)